

国立大学法人お茶の水女子大学創立120周年記念事業国際交流振興基金・桜蔭会国際交流奨励賞
2024年度国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援事業 募集要項

1. 目的

本支援事業は、国立大学法人お茶の水女子大学創立120周年記念事業国際交流振興基金により実施する桜蔭会国際交流奨励賞の事業の一環として、海外の先端的研究者との交流・共同研究を通して研究の一層の充実向上のために海外研修を希望する者に奨励留学生として基金から「海外留学支援奨学金」を授与し、もって若手女性研究者支援に寄与することを目的とする。

2. 応募資格

1. 本学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程在学者（休学して留学する者を除く。）
2. 本学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程修了者若しくは単位修得退学者又は人間文化研究科博士後期課程修了者若しくは単位修得退学者で、研究を継続中の者（常勤の職員を除く。）
3. 2024年10月から2025年9月までの間に留学を開始する者又は留学中の者。
4. 留学期間は、原則として6ヶ月以上であること。
5. 現在、本奨学金を受給している者については、奨学金受給期間終了後、さらに6ヶ月以上の留学を予定する者。

3. 募集人数及び奨学金額

(1) 募集人数

1名ないし2名

(2) 奨学金額

1名につき上限150万円とし、期間に応じて奨学金総額を決定する。

注. 上記の「応募資格1.」以外の者が、海外で学生の身分を持たない場合は、奨学金が一時所得として総合課税の対象として取り扱われるので、後日、数万円の所得税を税務署に納入すること。

4. 支給期間

支給期間は、1年以内とする。ただし、再応募は1度までとする。

5. 応募書類

(1) 2024年度「国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」申請書

申請書を本学ホームページ (<https://www.ocha.ac.jp/intl/menu/120ouinkai.html>) からダウンロードし、記入してください。様式の改変はできませんので、所定の枠内に収めてください。

(2) 指導教員等の推薦書（様式任意）

指導教員その他、専攻長及びコース代表でも可。

(3) 海外留学先の受入機関の承認書（様式任意）

日本語又は英語以外の言語の場合、和訳文を添付すること。

(4) 研究業績一覧（様式任意）

著書、論文（審査の有無別）、招待講演、学会発表、その他に分類すること。

6. 申請方法及び締切日

(1) 申請方法

- ①申請を希望する旨を国際課国際交流担当（ryu@cc.ocha.ac.jp）にメールで連絡すること。その際、件名を「海外留学支援奨学金申請書の提出について（氏名）」とすること。
- ②メール返信にて、書類提出方法とアップロードURLが伝達されるので、応募書類（1）（3）（4）をアップロードすること。
- ③応募書類（2）については、指導教員等が申請締切日までに国際課宛てに直接メールまたは窓口にて提出するよう依頼すること。

(2) 申請締切日

上記すべての手続きを2024年6月10日（月）17時までに完了すること。
いかなる理由であっても上記締切を過ぎた申請は受け付けない。

7. 選考及び選考結果通知

(1) 選考

選考は、審査委員会にて行われ、学長戦略機構会議の議を経て、学長が採否を決定する。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、副学長（国際交流担当）から申請者宛てに通知する。
通知時期：2024年8月上旬（予定）

8. 審査方針

以下の観点から審査を行う。

- (1) 若手女性研究者の育成に寄与するものであること。
- (2) 海外の先端的研究者との交流・共同研究の促進に寄与するものであること。
- (3) 本学の教育・研究水準の向上に資するものであること。
- (4) 一般社団法人桜蔭会の会員であることもしくは同会の活動への協力が期待できること。

9. 報告書の提出

奨励留学生は、留学期間終了後、1か月以内に報告書（様式任意、支出経費の明細報告を含む）を副学長（国際交流担当）宛てに作成し、国際課国際交流担当に提出する。

10. 採用の取消等

応募内容に虚偽の記載があった場合には、申請を無効とする。

本奨学金が対象外の経費に充てられたことが判明した場合、研究計画等を許可なく変更した場合及び書類提出期限を守らない場合には、奨学金額の減額や採用の取消しをすることがある。

11. その他の注意事項

他の奨学金、助成金等との併給は不可とする。

12. 応募書類送付先及び照会先

お茶の水女子大学国際課国際交流担当

Tel : 03-5978-5538 FAX:03-5978-5951

Mail : ryu@cc.ocha.ac.jp

派遣先による奨学金月額

国・地域・都市区分			金額
甲 地 域	北米	北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)	月額125,000円×派遣月数 但し、上限1,500,000円
	欧州	ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、クロアチア、ジョージア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除く。)、アイスランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)	
	中近東	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラン、イラク、クウェート、シリア、トルコ、ヨルダン及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ	
	都市	シンガポール、モスクワ、アビジャン	
乙 地 域	甲地域以外の国・地域及び都市		月額125,000円×派遣月数 但し、上限1,500,000円

※国立大学法人お茶の水女子大学出張旅費規程に準じ、国・地域・都市を区分し定める。